



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 893 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 894 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
- 895 生活保護法による介護機関の指定(")
- 896 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課)
- 897 基本測量の実施 (技術調査課)
- 898 道路の区域変更 (道路保全課)
- 899 新道路の供用開始等 (")
- 900 道路の区域変更 (")
- 901 新道路の供用開始等 (")
- 902 道路の区域変更 (")
- 903 新道路の供用開始等 (")
- 904 道路の区域変更 (")
- 905 新道路の供用開始等 (")
- 906 道路の区域変更 (")
- 907 新道路の供用開始等 (")
- 908 道路の区域変更 (")
- 909 新道路の供用開始等 (")
- 910 教員免許状原簿データ入力業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)
- 911 平成20年度和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 912 和歌山県警察キャッシュサーバの賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 913 和歌山県警察運転免許業務端末等の賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 914 和歌山県警察情報管理システム端末装置の賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")

○ 公安委員会告示

- 27 施設警備業務2級、雑踏警備業務2級及び交通誘導警備業務2級検定の実施
- 28 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施
- 29 遊泳区域の指定

○ 公告

- 入札公告 (教育委員会)
- " (")
- " (警察本部)
- " (")
- " (")

○ 正誤

平成20年6月13日付け和歌山県報第1968号入札公告中

告 示

和歌山県告示第893号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成20年6月17日指定した。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	Sweet プチ 7月号	15487-07	笠倉出版社
コミック	恋愛熱情ラブパッション 7月号	09657-07	一水社
コミック	恋愛白書パステル 7月号	19625-07	宙出版
コミック	恋愛チェリーピンク 7月号	17744-7	秋田書店
コミック	絶対恋愛スウィート 7月号	15557-07	笠倉出版社
コミック	Young Love Comic アヤ 7月号	18815-07	宙出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 7月号	02091-7	ぶんか社
雑誌	ENJOY MAX 7月号増刊	06232-07	笠倉出版社
月刊誌	特冊新鮮組DX 7月号	06681-7	竹書房
雑誌	CIRCUS MAX 夏号	04099-07	ベストセラーズ
月刊誌	ブレイクマックス 7月号	18011-07	コアマガジン
月刊誌	月刊クリーム 7月号	03299-7	ワイレア出版
月刊誌	月刊エンタメ 7月号	02053-07	徳間書店
雑誌	アイドル魂 the ハッスル vol.6	68295-74	マイウェイ出版
雑誌	芸能アイドル裏JAPAN vol.1.12	62871-92	ブレインハウス

月刊誌	実話ドキュメント 7月号	05267-7	竹書房	法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。 平成20年6月27日 和歌山県知事 仁坂吉伸
月刊誌	裏モノJAPAN 7月号	01805-7	鉄人社	
月刊誌	ジェイスパーク 7月号	86257-07	トライマックス	
月刊誌	ブブカ 7月号	17885-07	コアマガジン	

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩柔9-20	いわはし鍼灸整骨院	岩出市宮64-1	平成20.2.15

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第895号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第894号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社アシストエイト	新宮市佐野1404-9	訪問介護事業所元気	新宮市三輪崎2-14-4	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成20.5.1
株式会社アシストエイト	新宮市佐野1404-9	居宅介護支援事業所元気	新宮市三輪崎2-14-4	居宅介護支援	平成20.5.1
医療法人敬英会	大阪府大阪市大正区鶴町二丁目15番18号	橋本市高野口デイサービスセンター	橋本市高野口町名倉1202番地の2	通所介護・介護 予防通所介護	平成20.4.1
株式会社マリックス	橋本市高野口町小田614番地	デイサービスまりっくす	橋本市高野口町小田643-1	通所介護・介護 予防通所介護	平成20.6.1

和歌山県告示第896号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の

規定に基づき次のとおり公示する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 病院・診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
医療法人淳風会熊野路クリニック	新宮市緑ヶ丘2丁目1番20号	所在地	新宮市下田1丁目1番24号	新宮市緑ヶ丘2丁目1番20号	平成20.6.1

和歌山県告示第897号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成20年7月14日から平成21年3月13日まで

3 作業地域 岩出市

和歌山県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル		
東牟婁郡古座川町 添野川字平井川東 平山1632番1地内	旧	4.05 } 10.20	64.50	
	新	10.40 } 26.30		
同上	新	10.40 } 26.30	64.50	

和歌山県告示第899号

平成20年和歌山県告示第898号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年6月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第900号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル		
日高郡印南町大字 高串字井之浦315 番5地先から同町 大字高串字井之浦 267番1地先まで	旧	3.70 } 11.10	612.00	
	新	3.70 } 11.10		
同上	新	3.70 } 11.10	612.00	
同上	新	5.50 } 32.30	618.30	

和歌山県告示第901号

平成20年和歌山県告示第900号(道路の区域変更)で告示

した新道路は、平成20年7月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第902号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル		
西牟婁郡すさみ町 江住字立ヶ谷口向 1146番3地先から 同町江住字立ヶ谷 口向1146番5地先 まで	旧	3.80 } 4.60	81.50	
	新	5.30 } 12.50		
同上	新	5.30 } 12.50	80.00	

和歌山県告示第903号

平成20年和歌山県告示第902号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年6月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第904号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル		

和歌山県知事 仁坂吉伸

西牟婁郡すさみ町 周参見字上戸川北 側5166番1地内	旧	6.00 } 11.50	64.50	
同上	新	12.60 } 29.60	61.45	

和歌山県告示第905号

平成20年和歌山県告示第904号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年6月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町 周参見字上戸川南 側5193番11地内	旧	12.90 } 29.00	38.50	
同上	新	13.00 } 33.80	40.00	

和歌山県告示第907号

平成20年和歌山県告示第906号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年6月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 潮岬周遊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡串本町潮 岬字御崎2868番2 地内	旧	10.00 } 11.65	139.40	
同上	新	11.60 } 12.70	138.00	

和歌山県告示第909号

平成20年和歌山県告示第908号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年6月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第910号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、教員免許状原簿データ入力業務委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

教員免許状原簿データ入力業務委託

(2) 契約期間

平成20年8月1日（金）から平成21年3月31日（火）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年6月27日（金）現在において（1）から（6）までの要件を満たし、かつ、平成20年7月10日（木）現在において（7）の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

- (5) 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）のプライバシーマーク制度の認定又はISMS適合性評価制度の認証を取得している者であること。
 - (6) 国又は地方公共団体に係る5万件以上の個人情報の入力業務を履行した実績を有する者であること。
 - (7) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号）に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム分析・開発」及び「データ処理」に登録されている者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 2の（7）に掲げる資格を有する旨の通知を受けた現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 - ウ 使用印鑑届
 - エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）和歌山県が課する県税全税目
 - （ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
 - オ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - カ プライバシーマーク使用許諾証の写し又はISMS認定証の写し
 - キ 国又は地方公共団体に係る5万件以上の個人情報の入力業務を履行した実績を証明できる書類
 - (2) (1) のア、ウ及びオに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年6月27日（金）から平成20年7月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
 - (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年7月10日（木）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局給与課に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所
 - 和歌山市小松原通一丁目1番地
 - 和歌山県民文化会館 405号室
 - (2) 日時
 - 平成20年7月3日（木）午後2時から

- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
 - 平成20年6月27日（金）から平成20年7月10日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。
 - なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
 - 和歌山市小松原通一丁目1番地
 - 和歌山県庁南別館6階
 - 和歌山県教育庁教育総務局給与課
 - 郵便番号 640-8585
 - 電話番号 073-441-3670
 - ファクシミリ番号 073-441-3678
- 7 資格審査の結果の通知
 - 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年7月17日（木）までに郵送により送付する。
- 8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
 - (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1) の説明は、平成20年7月22日（火）までに書面により求めるものとする。
 - (3) (2) の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
 - (4) 説明を求めた者に対しては、平成20年7月28日（月）までに書面により回答するものとする。
 - (5) (2) の書面の提出は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第911号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する調達物品等及び契約期間
 - (1) 調達物品等
 - 平成20年度和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借
 - (2) 契約期間
 - 平成20年10月1日から平成25年9月30日まで。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第69号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成20年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することができる。

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年6月27日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 3の(1)のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出した者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (6) 和歌山県内に本社、本店又は営業所等を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にとっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年6月27日(金)から平成20年7月11日(金)までの和歌山県立近代美術館管理規則(昭和45年教育委員会規則第20号)第3条に定め

る休館日(以下「休館日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成20年7月18日(金)までに和歌山県立近代美術館総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市吹上一丁目4番14号
和歌山県立近代美術館1階会議室

(2) 日時

平成20年7月11日(金)午後1時30分から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年7月11日(金)から平成20年7月18日(金)までの休館日を除く日の午前10時から午後4時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市吹上一丁目4番14号
和歌山県立近代美術館1階総務課
郵便番号 640-8137
電話番号 073-436-8690
ファクシミリ番号 073-436-1337

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年8月1日(金)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年8月8日(金)午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年8月15日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第912号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第2項の規定に基づき、和歌山県警察キャッシュサーバの賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察キャッシュサーバの賃貸借及び構築委託業務

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年6月27日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る契約業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

キ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が(1)のオからエまで、カ及びキに掲げる要件をすべて満たすとともに、代表者が(1)のオに掲げる要件をすべて満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあって

は貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能説明書等

(サ) 保守体制証明書

(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)及び(コ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）、委任状（コンソーシアム代表者）

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能説明書等

(サ) 保守体制証明書
 (シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し
 (ス) コンソーシアム協定書の写し
 (2) (1) のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県が定める「情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
 (3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年6月27日(金)から平成20年7月7日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
 (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年7月16日(水)までの間に和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
 4 資格審査説明会の場所及び日時
 (1) 場所
 和歌山市小松原通一丁目1番地1
 和歌山県警察本部 3階会議室
 (2) 日時
 平成20年7月7日(月)午後1時
 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
 3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年7月7日(月)から平成20年7月18日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。
 6 資格審査申請書類の配布の場所
 会計課
 和歌山市小松原通一丁目1番地1
 郵便番号 640-8588
 電話番号 073-423-0110(内線2246)
 7 資格審査の結果通知
 資格審査の結果は、郵便により平成20年7月25日(金)までに通知する。
 コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求められることができる。
 (2) (1)の説明は、平成20年7月28日(月)までに書面により求めるものとする。
 (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
 (4) 説明に対する回答については、平成20年7月29日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第913号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県警察運転免許業務端末等の賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察運転免許業務端末等の賃貸借及び構築委託業務

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年6月27日(金)において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る契約業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない

者であること。

キ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、カ及びキに掲げる要件をすべて満たすとともに、代表者が(1)のオに掲げる要件をすべて満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能説明書等

(サ) 保守体制証明書

(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)及び(コ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能説明書等

(サ) 保守体制証明書

(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

(ス) コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県が定める「情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年6月27日(金)から平成20年7月7日(月)までの和歌山県の休日(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年7月22日(火)までの間に和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

<p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 3階会議室</p> <p>(2) 日時 平成20年7月7日（月）午前10時</p> <p>5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所 3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年7月7日（月）から平成20年7月25日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。</p> <p>6 資格審査申請書類の配布の場所 会計課 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110（内線2246）</p> <p>7 資格審査の結果通知 資格審査の結果は、郵便により平成20年7月31日（木）までに通知する。 コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。</p> <p>8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。 (2) (1)の説明は、平成20年8月1日（金）までに書面により求めるものとする。 (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。 (4) 説明に対する回答については、平成20年8月4日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。 (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。</p> <hr/> <p>和歌山県告示第914号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察情報管理システム端末装置の賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。 平成20年6月27日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 一般競争入札に付する業務の名称等</p> <p>(1) 業務の名称 和歌山県警察情報管理システム端末装置の賃貸借及び構築委託業務</p>	<p>(2) 業務の内容 仕様書による。</p> <p>2 一般競争入札に参加する者の資格</p> <p>(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年6月27日（金）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。 ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。 ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。 エ 国税及び県税に未納がない者であること。 オ この入札に係る契約業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。 カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。 キ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。</p> <p>(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、カ及びキに掲げる要件をすべて満たすとともに、代表者が(1)のオに掲げる要件をすべて満たしていること。</p> <p>3 資格審査申請書類及びその配布方法等</p> <p>(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。 ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。 (ア) 競争入札参加資格審査申請書 (イ) 事業経歴書 (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの） (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの） (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し） (カ) 使用印鑑届 (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税</p>
--	--

証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在りする都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能説明書等

(サ) 保守体制証明書

(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)及び(コ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在りする都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能説明書等

(サ) 保守体制証明書

(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

(ス) コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)の(ア)の(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)の(イ)の(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審

査申請時点で、既に和歌山県が定める「情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)の(ア)並びに(イ)の(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年6月27日(金)から平成20年7月7日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年7月22日(火)までの間に和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部 3階会議室

(2) 日時

平成20年7月7日(月)午前11時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年7月7日(月)から平成20年7月25日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110(内線2246)

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年7月31日(木)までに通知する。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年8月1日(金)までに書面に

より求めるものとする。

- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成20年8月4日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第27号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成20年6月27日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 実施する検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務2級
- (2) 雑踏警備業務2級
- (3) 交通誘導警備業務2級

2 実施日時、場所及び定員

種別及び級の区分	日 時	場 所	定員
交通誘導警備業務2級（1回目）	平成20年10月8日（水） 午前9時から午後5時まで	和歌山県岩出市 高塚513番地 岩出カースクール	20名
雑踏警備業務2級	平成20年10月10日（金） 午前9時から午後5時まで		20名
施設警備業務2級	平成20年11月20日（木） 午前9時から午後5時まで		20名
交通誘導警備業務2級（2回目）	平成20年11月26日（水） 午前9時から午後5時まで		20名

3 検定の内容

(1) 施設警備業務2級

- ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

- ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 雑踏の整理に関すること。

- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。また、実技試験においても、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

5 受検資格

和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者で和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

6 受検を希望する者の手続

- (1) 受検を希望する者は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話番号：073-423-3344）に対し、受検希望の事前申出を行うこと。

なお、事前申出は先着順に受け付け、申出期間中であっても、申出者の人数が定員の数に達したときは、受付を締め切る。

種別及び級	申 出 期 間
交通誘導警備業務2級（1回目）	平成20年8月6日（水）から平成20年8月8日（金）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
施設警備業務2級	
交通誘導警備業務2級（2回目）	平成20年10月20日（月）から平成20年10月22日（水）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）

(2) 事前申出時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受検希望者1名の事前申出を受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受検を希望する者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- エ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に下記8の問い合わせ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等の提出に関する手続

(1) 検定申請書等の提出期間

種別及び級	申請書等提出期間
交通誘導警備業務2級（1回目）	平成20年9月1日（月）から平成20年9月3日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
施設警備業務2級	
交通誘導警備業務2級（2回目）	平成20年10月29日（水）から平成20年10月31日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時まで）

(2) 検定申請書等の提出先

- ア 和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所を管轄する警察署（その者が警備員であって、和歌山県内の営業所に所属している場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署への提出も可とする。）
- イ 県外在住警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出する検定申請書類等

上記6の(1)により検定申請書等を提出することとなった者は、上記(1)の申請書等提出期間内に次の書類を上記(2)の該当する警察署に提出すること（受検を希望する者自身が提出することとし、代理人による提出は受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に申請書等を提出しなかった場合は、検定申請者に予定していることを無効とする（提出期間内に検定申請書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。）。

ア 検定申請書

イ 検定申請書の添付書類

- (ア) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (イ) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）等） 1通
- (ウ) 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者で警備員である者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

- ※ 上記(イ)及び(ウ)に該当する者が、その者の住所を管轄する警察署に検定申請書等を提出する場合は上記(イ)の書面を、またその者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合は上記(ウ)の書面を添付すること。

ウ 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
交通誘導警備業務2級	14,000円	※ 和歌山県証紙にて納付すること。
雑踏警備業務2級	13,000円	
施設警備業務2級	16,000円	

8 問い合わせ先

検定についての問い合わせは、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（以下「生活安全企画課警備業係」という。）（電話番号073-423-0110 内線3028）又は最寄りの警察署の生活安全（刑事）課まで行うこと。ただし、定員に達したか否かの確認については、電話にて生活安全企画課警備業係に行うこと。

和歌山県公安委員会告示第28号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成20年6月27日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 実施する審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 審査日時、場所及び定員

区分	種別及び級	審査日時	審査場所	定員
第1回目	空港保安警備業務1級及び2級 施設警備業務1級及び2級 交通誘導警備業務1級及び2級 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 貴重品運搬警備業務1級及び2級	平成20年10月1日（水）午前10時から午後4時まで	和歌山市東長町三丁目24番地 和歌山県職員会館	合計50名

第2回目	同上	平成20年11月28日（金）午前10時から午後4時まで	和歌山市小松原通一丁目1番地和歌山県民文化会館	同上
------	----	-----------------------------	-------------------------	----

3 審査対象者

審査の対象者は、和歌山県内に住所を有する者若しくは所属する営業所が和歌山県内にある者又は和歌山県公安委員会交付の警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者であって、次の（1）から（10）までのそれぞれの要件に該当するものとする。

(1) 空港保安警備業務1級

旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(2) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(3) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備1級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(4) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(6) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及

び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(9) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備1級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

(10) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

4 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査を希望する者の手続

(1) 事前申出期間

審査を希望する者（以下「審査希望者」という。）は、下記の申出期間内に、（2）の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（審査受付専用電話番号：073-423-3344）に対し、電話による審査希望の事前申出を行うこと。

なお、事前申出は先着順に受け付け、申出者の人数が定員に達したときは受付を締め切る。

区分	申出期間
第1回目	平成20年8月27日（水）から平成20年8月29日（金）までの3日間（各日とも午前10時から午後5時までの間）
第2回目	平成20年10月6日（月）及び平成20年10月7日（火）の2日間（各日とも午前10時から午後5時までの間）

(2) 事前申出時の注意事項

- ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。
- ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。
- エ 申出は、受付担当者からの審査希望者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、申出者から質問等はしないこと。よって、この審査に関して不明な点がある場合は、事前に下記8の問い合わせ先に確認しておくこと。

6 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 審査申請書等提出期間

審査希望者のうち、上記5の（1）により申出を受け付けられた者は、次の審査申請書等提出期間内に、（2）の書類等を（3）の警察署に提出すること（代理人による提出は受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に審査申請書等を提出しなかった者については、上記5の（1）により申出を受け付けられたことを無効とする（提出期間内に審査申請書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。）。

区分	審査申請書等提出期間
第1回目	平成20年9月10日（水）から平成20年9月12日（金）までの3日間（各日とも午前9時から午後5時までの間） ※審査希望者自身が提出すること。
第2回目	平成20年10月15日（水）から平成20年10月17日（金）までの3日間（各日とも午前9時から午後5時までの間） ※審査希望者自身が提出すること。

(2) 提出する審査申請書類等

ア 審査申請書 1部

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉

ウ 旧合格証の写し 1部

エ 手数料 金4,700円

手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。

オ その他

（ア）和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。） 1部

（イ）和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1部

（ウ）和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、（ア）又は（イ）のいずれかの書面 1部

（エ）旧合格証の交付を受けている者にあつては、（ア）及び（イ）の書面は要しない。

(3) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所を管轄する警察署

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、その者が属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内の警察署

7 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

8 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係
電話番号：073-423-0110（内線3027又は3028）

和歌山県公安委員会告示第29号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成20年6月27日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太（北丁）地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成20年6月30日から同年8月31日まで
浪早ビーチ海水浴場	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成20年7月1日から同年8月31日まで
浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原（字山谷）地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示され	同上

		た区域内	
橋杭海水浴場	東牟婁郡 串本町 野川	東牟婁郡串本町野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
里野海水浴場	西牟婁郡 すさみ町 里野	西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
すさみ海水浴場	西牟婁郡 すさみ町 周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
島尻海水浴場	東牟婁郡 太地町 大字太地	東牟婁郡太地町大字太地(字東大長井)地先の海域で、「島尻海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
玉の浦海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦町 大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成20年7月1日から同年8月25日まで
宇久井海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦町 大字宇久井	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
湯川海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦町 大字二河	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
那智海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦町 大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
三輪崎海水浴場	新宮市 三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成20年7月5日から同年8月31日まで
産湯海水浴場	日高郡 日高町 大字	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産	平成20年7月12日から同年8

	産湯	湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	月31日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡 白浜町	西牟婁郡白浜町(崎ノ北)地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成20年7月19日から同年8月31日まで
江津良海水浴場	西牟婁郡 白浜町	西牟婁郡白浜町(江津良)地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
椿海水浴場	西牟婁郡 白浜町 椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

公 告

入 札 公 告

教員免許状原簿データ入力業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成20年度
- (2) 業務の名称及び数量
教員免許状原簿データ入力業務委託 1式
- (3) 仕様等
入札説明書による。
- (4) 納入場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県教育庁教育総務局給与課
- (5) 業務委託期間
平成20年8月1日から平成21年3月31日まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第910号に規定する教員免許状原簿データ入力業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県教育庁教育総務局給与課

(2) 期間

平成20年6月27日（金）から平成20年7月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年7月22日（火）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局給与課に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 405号室

(2) 日時

平成20年7月3日（木）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争の入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 407号室

イ 入札日時

平成20年7月31日（木）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記

載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局給与課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局給与課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

- 12 契約書の要否
要
- 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否
- 14 その他
(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
ア 名称
和歌山県教育庁教育総務局給与課
イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁 南別館6階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3670
ファクシミリ番号 073-441-3678
(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入札公告

平成20年度和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に対する事項
(1) 事業年度
平成20年度
(2) 調達物品等の名称
和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借
(3) 調達物品等の仕様等
入札説明書による
(4) 納入場所
和歌山市吹上一丁目4番14号
和歌山県立近代美術館
(5) 納入期限
平成20年9月30日（火）まで
(6) 契約期間
平成20年10月1日から平成25年9月30日まで。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても、平成20年度以降において、和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年度和歌山県告示第911号に規定する和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借に係る一般競争入札参

加資格を有すること。

- 3 契約事項を示す場所及び日時
(1) 場所
和歌山市吹上一丁目4番14号
和歌山県立近代美術館1階総務課
(2) 日時
平成20年6月27日（金）から平成20年7月11日（金）までの和歌山県立近代美術館管理規則（昭和45年教育委員会規則第20号）第3条に定める休館日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び日時等
(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
ア 場所
3の（1）に同じ。
イ 日時
3の（2）に同じ。
(2) （1）の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年7月25日（金）までの間に和歌山県立近代美術館総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
(1) 場所
和歌山市吹上一丁目4番14号
和歌山県立近代美術館1階会議室
(2) 日時
平成20年7月11日（金）午後1時30分から
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
ア 入札場所
和歌山市吹上一丁目4番14号
和歌山県立近代美術館1階会議室
イ 入札日時
平成20年8月29日（金）午後1時30分から
ウ 開札場所
アに同じ。
エ 開札日時
イに同じ。
(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成20年8月29日（金）午前9時30分までに和歌山県立近代美術館総務課に必着する

よう行わなければならない。

7 入札方法
 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項
 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
 (2) 入札保証金は、落札者を除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
 (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項
 (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
 (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効
 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目
 (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。
 (2) この入札の開札には、和歌山県立近代美術館の職員が立ち会うものとする。
 (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立近代美術館の職員にくじを引かせるものとする。
 (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が

ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否
 要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
 否

14 その他
 (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 ア 名称
 和歌山県立近代美術館総務課
 イ 所在地
 和歌山市吹上一丁目4番14号
 郵便番号 640-8137
 電話番号 073-436-8690
 ファクシミリ番号 073-436-1337
 (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入札公告

和歌山県警察キャッシュサーバの賃貸借及び構築委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度 平成20年度
- (2) 調達役務の名称及び数量
 和歌山県警察キャッシュサーバの賃貸借及び構築委託業務 一式
- (3) 履行期間
 ア 賃貸借期間
 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間
 イ システムの構築期間
 契約日から平成21年1月31日までの間
- (4) 調達役務の仕様等
 キャッシュサーバの賃貸借及び構築委託仕様書による。
- (5) 納入場所
 和歌山市西46番地の1
 和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)
- (6) 入札金額
 総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 平成20年度和歌山県告示第912号に規定する和歌山県警

察キャッシュサーバの賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)

(2) 期間

平成20年6月27日(金)から平成20年7月7日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する仕様書に対して質問のある者は、情報管理課に対して平成20年7月16日(水)午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

(2) 日時

平成20年7月7日(月)午後1時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

イ 入札日時

平成20年8月1日(金)午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に係りのない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札

がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否
要

13 契約の締結における議会の議決の要否
否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入札公告

和歌山県警察運転免許業務端末等の賃貸借及び構築委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察運転免許業務端末等の賃貸借及び構築委託業務 一式

(3) 履行期間

ア 賃貸借期間

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間

イ システムの構築期間

契約日から平成21年1月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

運転免許業務端末等賃貸借及び構築委託仕様書による。

(5) 納入場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年度和歌山県告示第913号に規定する和歌山県警

察運転免許業務端末等の賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

(2) 期間

平成20年6月27日（金）から平成20年7月7日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する仕様書に対して質問のある者は、情報管理課に対して平成20年7月22日（火）午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

(2) 日時

平成20年7月7日（月）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

イ 入札日時

平成20年8月8日（金）午後2時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が

ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required :

Name : Lease of driving licence terminal for the Wakayama Prefecture Police System

Quantity : 1 unit

- (2) Time limit for tender :

By hand : Friday, August 8, 2008. 2:30 P.M.

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588,

Japan

phone : 073-423-0110

入札公告

和歌山県警察情報管理システム端末装置の賃貸借及び構築委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成20年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度 平成20年度

- (2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察情報管理システム端末装置の賃貸借及び構築委託業務 一式

<p>(3) 履行期間</p> <p>ア 賃貸借期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間</p> <p>イ システムの構築期間 契約日から平成21年1月31日までの間</p> <p>(4) 調達役務の仕様等 情報管理システム端末装置賃貸借及び構築委託仕様書による。</p> <p>(5) 納入場所 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）</p> <p>(6) 入札金額 総額で入札することとする。</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成20年度和歌山県告示第914号に規定する和歌山県警察情報管理システム端末装置の賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）</p> <p>(2) 期間 平成20年6月27日（金）から平成20年7月7日（月）までの和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書等を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の（1）に同じ。</p> <p>イ 日時 3の（2）に同じ。</p> <p>(2) （1）により交付する仕様書に対して質問のある者は、情報管理課に対して平成20年7月22日（火）午後4時までに書面により行うものとする。</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 3階会議室</p> <p>(2) 日時 平成20年7月7日（月）午前11時</p> <p>6 一般競争入札の執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p>	<p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 3階会議室</p> <p>イ 入札日時 平成20年8月8日（金）午後3時</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のな</p>
---	--

い者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うも
のとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予
定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みを
した者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を
決定するものとする。この場合において、当該入札者の
うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある
ときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情
報管理課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が
ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合におい
て、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通
貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be require
d :

Name : Lease of terminal for the Wakayama Prefec
ture Police Information Management System

Quantity : 1 unit

- (2) Time limit for tender:

By hand : Friday, August 8, 2008. 3:00 P.M.

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588,

Japan

phone : 073-423-0110

正 誤

正 誤

平成20年6月13日付け和歌山県報第1968号入札公告中

ページ	段	行目	誤	正
11	右	下から11	22	25